



発行 東京都

目次

24

規程（交）

- 東京都交通局組織規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局処務規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局印刷物規程の一部を改正する規程……………二
- 統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等の特例を定める規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都交通局軌道係員規程の一部を改正する規程……………六
- 深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程……………七

- 東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程……………八
 - 東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………八
 - 東京都交通局懸垂電車係員規程の一部を改正する規程……………八
 - 東京都交通局地下高速電車振替運輸規程の一部を改正する規程……………九
 - 東京都交通局地下高速電車係員規程の一部を改正する規程……………九
 - 東京都日暮里・舎人ライナー係員規程の一部を改正する規程……………五
- 告 示（交）
- 昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間）の一部改正……………六

規程（交）

●交通局規程第二十九号

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程

東京都交通局組織規程（昭和三十七年交通局規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第五条の表車両電気部の部信号通信課の項中第四号を削り、同表建設工務部の部管理課の項第五号中「改良用地その他これに関連する」を「改良の計画に係る」に、「損害の補償」を「損害補償の基準等」に改め、同部建築課の項第三号中「及びその附帯設備」を「並びにそれに附帯する機械設備及び電気設備」に改める。

別表六の部(三)の項を次のように改める。

(三) 駅務管区

- | | |
|---------------|-------------------|
| 東京都交通局都庁前駅務管区 | 新宿区西新宿二丁目八番一
号 |
| 同 巢鴨駅務管区 | 豊島区巢鴨三丁目二七番七
号 |

同 馬喰駅務管区

中央区日本橋横山町四番一
二号

同 門前仲町駅務管区

江東区門前仲町二丁目五番
二号先

同 大門駅務管区

港区浜松町二丁目三番四号

同 日比谷駅務管区

千代田区有楽町一丁目一三
番一号先

別表八の部中(二)の項を(三)の項とし、(一)の項の次に次のように加える。

- (二) 東京都交通局地下鉄改良
工事事務所 港区芝公園二丁目六番一五号

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十号

東京都交通局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局処務規程(昭和三十七年交通局規程第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第八項中「係の事務又は」を削る。

第四条第十四号及び第五条第十号中「、異議の申立て」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十一号

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局文書管理規程(平成十一年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式及び第七号様式中

社管課	部	起案者	事務担当者
-----	課	-----	-----
-----	係	電話	-----

を

社管課	部	起案者	事務担当者
-----	課	-----	-----
-----	(担当)	電話	-----

に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十二号

東京都交通局印刷物規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局印刷物規程の一部を改正する規程

東京都交通局印刷物規程(平成七年交通局規程第六十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「察」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十三号

統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

る。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部を改正する規程

統括課長及び主任の職の指定等に関する規程(昭和六十一年交通局規程第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都交通局統括課長、主任及び助役の職の指定等に関する規程

第一条中「及び主任」を「、主任及び助役」に改める。

第五条中「係員」の下に「(次条に規定する職員を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(助役の職の指定)

第五条の二 局長は、特に高度の知識又は経験を必要とする事務に従事する係員(電車運輸、自動車運輸、運輸技術等、運輸系の事務をつかさどる職員に限る。)の職を助役の職として指定することができる。

第八条の次に次の一条を加える。

(助役の任免)

第八条の二 助役の任免は、局長が行う。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十四号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計事務規程(昭和三十年交通局規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第四号中「但し」を「ただし」に改める。

第五十六條第一項中「駅務管理所」を「駅務管区」に改め、「自動車営業所にあつては翌々日(局長が別に指定する自動車営業所にあつては、翌日)、現金預託票と預託金領収書との引換えにより、」を削る。

第八十條第一項第三号を削る。

別表第一 六の項中「会計係長」を「会計担当」に改める。

別表第二 一の項中「管理係長」を「管理担当」に、「運輸係長」を「運輸担当」に改め、同表二の項中「懸垂電車係長」を「懸垂電車区長」に改め、同表三の項中「駅務管理所長」を「駅務管区長」に改め、同表四の項中「駅務区助役」を「駅務助役」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十五号

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程(昭和三十三年交通局規程第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「駅務管理所」を「駅務管区」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十六号

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程(昭和四十三年交通局規程第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「**㊦**」を「**㊧**」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

(東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

3 東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程(昭和五十三年交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。

別記附則第一号様式中「**㊦**」を「**㊧**」に改める。

(様式に関する経過措置)

4 この規程の施行の際、前項の規程による改正前の東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程別記附則第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

●交通局規程第三十七号

東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程(昭和四十六年交通局規程第六十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「**第1号様式**」を「**別記第1号様式**」を「**別記第1号様式**」に改める。

氏名	電話
----	----

を

職名	氏名	電話
----	----	----

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

(東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

3 東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程(昭和五十三年交通局規程第十号)の一部を次のように改正する。

附則別記第一号様式中「**㊦**」を「**㊧**」に改める。

(様式に関する経過措置)

4 この規程の施行の際、前項の規程による改正前の東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程附則別記第一号様式による用紙

で、現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

●交通局規程第三十八号

東京都交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程

東京都交通局遺失物取扱規程(昭和三十三年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「駅務管理所」を「駅務管区」に、「支所又は管理所」を「又は駅務管区」に改める。

第九条及び第十四条第二項中「青梅支所長」を「課長代理(青梅支所長)」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十九号

東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局安全衛生管理規程(昭和五十八年交通局規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の六を第二十二條の七とする。

第二十二條の五第一項中「職員」を「前條に定める心理的な負担の程度を把握するための検査等のほか、職員」に改め、同條を第二十二條の六とする。

第二十二條の四の次に次の一條を加える。

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施等)

第二十二條の五 職員部長は、職員に対し、医師、保健師その他の省令第五十二條の十

第一項各号に掲げる者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 職員部長は、前項の規定により行う検査を受けた職員に対し、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた職員の同意を得ないで、当該職員の検査の結果を所属長に提供してはならない。

3 所属長は、前項の規定による通知を受けた職員であつて、心理的な負担の程度が職員の健康の保持を考慮して職員部長が定める要件に該当するものに対し、職員部長が定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

4 所属長は、前項の規定による面接指導の結果を記録して、これを五年間保存しなければならない。

5 所属長は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、職員部長が定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

6 所属長は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、管理区分に応じて職員部長が定める事後措置の基準により措置するものとする。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日

乗車券の発売等の特例を定める規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等の特例を定める規程(平成十七年交通局規程第三号)の一部を次のように改正する。

「電力工事助役

に、

電力工事助役補

に、

電力工事区

に、

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二 電気助役補は、電気区長の指揮を受け、電気区の指導に従事し、電気助役を補佐する。

第三十六条中「電気係」を「電気区」に改める。

第四十三条の二中「設計調整係長」を「設計調整総括担当」に、「設計調整係」を「設計調整総括」に改める。

第四十三条の三中「設計調整係は」を「設計調整総括は」に、「設計調整係長」を「設計調整総括担当」に改める。

第四十五条の八中「信号通信工事係」を「信号通信工事区」に、「信号通信工事助役」を「信号通信工事区長」に改め、「し、信号通信工事助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第四十五条の十一とする。

第四十五条の七を第四十五条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条の十 信号通信工事助役補は、信号通信工事区長の指揮を受け、信号通信工事区の指導に従事し、信号通信工事助役を補佐する。

第四十五条の六を第四十五条の八とする。

第四十五条の五中「電力工事係」を「電力工事区」に、「電力工事助役」を「電力工事区長」に改め、「し、電力工事助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第四十五条の七とする。

第四十五条の四を第四十五条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条の六 電力工事助役補は、電力工事区長の指揮を受け、電力工事区の指導に従事し、電力工事助役を補佐する。

第四十五条の三を第四十五条の四とする。

第四十五条の二中「電力指令助役」を「電力指令区長」に改め、「し、電力指令助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第四十五条の三とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 電力指令助役補は、電力指令区長の指揮を受け、電力指令区の指導に従事し、電力指令助役を補佐する。

第四十六条の表中

「検修指導

を

「検修係

」を

「検修所

」に改める。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

第五十一条 検修助役補は、車両検修所長の指揮を受け、検修所の指導に従事し、検修指導を補佐する。

第五十二条 削除

第五十三条中「検修係」を「検修所」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十四号

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程(昭和六十三年交通局規程第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中

深夜第11号系統	王子駅前	新田二丁目	ハートアイランド東	往 3:366	午後11時00分
深夜第11号系統	王子駅前	新田二丁目	ハートアイランド東	往 3:366	午後11時00分
深夜第11号系統	王子駅前	新田二丁目	ハートアイランド東	往 3:366	午後11時00分

深夜第12号 系統	船堀駅前	新小岩駅前	京葉交差点	往 4.390	午後11時 20分
				復 4.130	午後11時 00分

に

改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十五号

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局事業用自動車運行管理規程(昭和三十六年交通局規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「運輸係長」を「運輸総括担当」に改め、同項第二号中「管理係又は運輸係に属する」を「当該所の」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十六号

東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都貸切自動車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十七号

東京都交通局懸垂電車係員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局懸垂電車係員規程の一部を改正する規程

東京都交通局懸垂電車係員規程(昭和六十年交通局規程第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十八条」に改める。

第十一条の表及び第十四条中「検車係」を「検修所」に改める。

第二十一条第一項の表中「電気助役」を「電気助役補」に、「電気係」を「電気区」に、「設計調整係長」を「設計調整総括担当」に、「電力工事助役」を「電力工事助役補」に、「電力工事係」を「電力工事区」に、「信号通信工事助役」を「信号通信工事助役補」に、「信号通信工事係」を「信号通信工事区」に改める。

第三十五条中「信号通信工事係」を「信号通信工事区」に、「信号通信工事助役」を「信号通信工事区長」に改め、「し、信号通信工事助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第三十八条とする。

第三十四条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十七条 信号通信工事助役補は、信号通信工事区長の指揮を受け、信号通信工事区の指導に従事し、信号通信工事助役を補佐する。

第三十三条を第三十五条とする。

第二十五条の見出し中「計画係長」を「車両計画区長」に改め、同条中「計画係長」を「車両計画区長」に、「計画係」を「車両計画区」に改める。

第二十五条の二の見出し中「計画助役」を「車両計画助役」に改め、同条中「計画助役」を「車両計画助役」に、「計画係長」を「車両計画区長」に改める。

第二十五条の三の見出し中「計画指導」を「車両計画指導」に改め、同条中「計画指導」を「車両計画指導」に、「計画係長」を「車両計画区長」に、「計画係の」を「車両計画区」の「計画助役」を「車両計画助役」に改める。

第二十五条の六の見出し中「整備係」を「整備区」に改め、同条中「整備係は」を「整備区は」に、「整備係長」を「整備区長」に改め、同条を第二十五条の二十とする。

第二十五条の十五中「整備係長」を「整備区長」に、「整備係の」を「整備区」に改め、同条を第二十五条の十八とし、同条の次に次の一条を加える。

(整備助役補)

第二十五条の十九 整備助役補は、整備区長の指揮を受け、整備区の指導に従事し、整備指導を補佐する。

第二十五条の十四中「整備係長」を「整備区長」に改め、同条を第二十五条の十七とする。

第二十五条の十三の見出し中「整備係長」を「整備区長」に改め、同条中「整備係長」を「整備区長」に、「整備係に」を「整備区に」に改め、同条を第二十五条の十六とする。

第二十五条の十二の見出し中「リニア係」を「リニア検査区」に改め、同条中「リニア係は」を「リニア検査区は」に、「リニア係長」を「リニア検査区長」に改め、同条を第二十五条の十五とする。

第二十五条の十一の見出し中「リニア指導」を「リニア検査指導」に改め、同条中「リニア指導」を「リニア検査指導」に、「リニア係長」を「リニア検査区長」に、「リニア係の」を「リニア検査区」の「リニア助役」を「リニア検査助役」に改め、同条を第二十五条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

(リニア検査助役補)

第二十五条の十四 リニア検査助役補は、リニア検査区長の指揮を受け、リニア検査区

の指導に従事し、リニア検査指導を補佐する。

第二十五条の十の見出し中「リニア助役」を「リニア検査助役」に改め、同条中「リニア助役」を「リニア検査助役」に、「リニア係長」を「リニア検査区長」に改め、同条を第二十五条の十二とする。

第二十五条の九の見出し中「リニア係長」を「リニア検査区長」に改め、同条中「リニア係長」を「リニア検査区長」に、「リニア係に」を「リニア検査区」に改め、同条を第二十五条の十一とする。

第二十五条の八の見出し中「運用係」を「運用区」に改め、同条中「運用係は」を「運用区は」に、「運用係長」を「運用区長」に改め、同条を第二十五条の十とする。

第二十五条の七中「運用係長」を「運用区長」に、「運用係の」を「運用区」に改め、同条を第二十五条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(運用助役補)

第二十五条の九 運用助役補は、運用区長の指揮を受け、運用区の指導に従事し、運用指導を補佐する。

第二十五条の六中「運用係長」を「運用区長」に改め、同条を第二十五条の七とする。

第二十五条の五の見出し中「運用係長」を「運用区長」に改め、同条中「運用係長」を「運用区長」に、「運用係に」を「運用区に」に改め、同条を第二十五条の六とする。

第二十五条の四の見出し中「計画係」を「車両計画区」に改め、同条中「計画係は」を「車両計画区は」に、「計画係長」を「車両計画区長」に改め、同条を第二十五条の五とする。

第二十五条の三の次に次の一条を加える。

(車両計画助役補)

第二十五条の四 車両計画助役補は、車両計画区長の指揮を受け、車両計画区の指導に従事し、車両計画指導を補佐する。

第二十六条第一項の表中「工務係長」を「工事担当」に、「工事係長」を「工事担当」に、「建築係長」を「建築担当」に、「設備係長」を「設備担当」に、

「設備助役

(地下鉄改良工事事務所関係)

地下鉄改良工事事務所長

土木担当

建築担当

機械設備担当

電気設備担当

土木助役

建築助役

機械設備助役

電気設備助役

(保線管理所関係)

を

に、

「工務係
施設助役
保線係
施設係」

を

「施設助役

工務助役補

保線助役補

施設助役補 に改める。

工務区

保線区

施設区」

第二十七条の三の見出し中「工務係長」を「工務担当」に改め、同条中「工務係長」

を「工務担当」に、「工務係に」を「工務区に」に改める。

第二十七条の四の見出し中「工事係長」を「工事担当」に改め、同条中「工事係長」

を「工事担当」に、「工事係に」を「工事区に」に改める。

第二十七条の五の見出し中「建築係長」を「建築担当」に改め、同条中「建築係長」

を「建築担当」に、「建築係に」を「建築区に」に改める。

第二十七条の六の見出し中「設備係長」を「設備担当」に改め、同条中「設備係長」

を「設備担当」に、「設備係に」を「設備区に」に改める。

第二十七条の七中「工務係長」を「工務担当」に改める。

第二十七条の八中「工事係長」を「工事担当」に改める。

第二十七条の九中「建築係長」を「建築担当」に改める。

第二十七条の十中「設備係長」を「設備担当」に改め、同条の次に次の九条を加える。

(地下鉄改良工事事務所長)

第二十七条の十一 地下鉄改良工事事務所長は、建設工務部長の命を受け、地下高速電

車の構築物及び駅施設等の大規模な建設及び改良その他技術に関する業務を処理し、

所属係員を指揮監督する。

(土木担当)

第二十七条の十二 土木担当は、地下鉄改良工事事務所長の命を受け、所属係員を指揮

監督して、土木区に関する業務を処理し、地下鉄改良工事事務所長が不在のときは、

その関係職務を代行する。

(建築担当)

第二十七条の十三 建築担当は、地下鉄改良工事事務所長の命を受け、所属係員を指揮

監督して、建築区に関する業務を処理し、地下鉄改良工事事務所長が不在のときは、

その関係職務を代行する。

(機械設備担当)

第二十七条の十四 機械設備担当は、地下鉄改良工事事務所長の命を受け、所属係員を

指揮監督して、機械設備区に関する業務を処理し、地下鉄改良工事事務所長が不在の

ときは、その関係職務を代行する。

(電気設備担当)

第二十七条の十五 電気設備担当は、地下鉄改良工事事務所長の命を受け、所属係員を

指揮監督して、電気設備区に関する業務を処理し、地下鉄改良工事事務所長が不在の

ときは、その関係職務を代行する。

(土木助役)

第二十七条の十六 土木助役は、土木担当の命を受け、これを補佐し、構築物の大規模

な建設及び改良並びに工事に係る連絡調整等に関する業務に従事する。また、土木担

当が不在のときは、その職務を代行する。

(建築助役)

第二十七条の十七 建築助役は、建築担当の命を受け、これを補佐し、駅舎の大規模な

建設及び改良に関する業務に従事する。また、建築担当が不在のときは、その職務を

代行する。

(機械設備助役)

第二十七条の十八 機械設備助役は、機械設備担当の命を受け、これを補佐し、駅舎に附帯する機械設備の大規模な建設及び改良に関する業務(電気総合管理所長の所管するものを除く。)に従事する。また、機械設備担当が不在のときは、その職務を代行する。

(電気設備助役)

第二十七条の十九 電気設備助役は、電気設備担当の命を受け、これを補佐し、駅舎に附帯する電気設備の大規模な建設及び改良に関する業務(電気総合管理所長の所管するものを除く。)に従事する。また、電気設備担当が不在のときは、その職務を代行する。

第三十一条の六から第三十一条の十までを次のように改める。

(工務助役補)

第三十一条の六 工務助役補は、工務区長の指揮を受け、工務区の指導に従事し、工務助役を補佐する。

(保線助役補)

第三十一条の七 保線助役補は、保線区長の指揮を受け、保線区の指導に従事し、保線助役を補佐する。

(施設助役補)

第三十一条の八 施設助役補は、施設区長の指揮を受け、施設区の指導に従事し、施設助役を補佐する。

(工務区)

第三十一条の九 工務区は、工務区長の指揮を受け、軌道等の検査及び調査に関する業務に従事する。

(保線区)

第三十一条の十 保線区は、保線区長の指揮を受け、軌道等の改良及び保守に関する業務に従事する。

第三章中第三十一条の十の次に次の一条を加える。

(施設区)

第三十一条の十一 施設区は、施設区長の指揮を受け、構造物等の検査、調査、改良及び保守並びに保線機械器具等の整備及び取扱いに関する業務(工務事務所長の所管するものを除く。)に従事する。

第三十二条第一項の表中 「設計調整係長」を「設計調整総括」に、「電力指令助役」を「設計調整係長」に、「設計調整係長」を「設計調整総括」に、「電力指令助役」を「設計調整係長」に、「設計調整総括」を「電力指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に、「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

「電力指令助役」を「信号通信指令助役」に改める。

第三十五条の見出し中「設計調整係長」を「設計調整総括担当」に改め、同条中「設計調整係長」を「設計調整総括担当」に、「設計調整係長」を「設計調整総括」に改める。

第三十六条の見出し中「設計調整係長」を「設計調整総括」に改め、同条中「設計調整係長」を「設計調整総括」に、「設計調整係長」を「設計調整総括」に改める。

第五十八条の見出し中「信号通信係」を「信号通信区」に改め、同条中「信号通信係」を「信号通信区」に、「信号通信助役」を「信号通信区長」に改め、「し、信号通信助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第六十五条とする。

第五十七条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十七条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(信号通信助役補)

第六十四条 信号通信助役補は、信号通信区長の指揮を受け、信号通信区の指導に従事し、信号通信助役を補佐する。

第五十六条を第六十二条とする。

第五十五条の見出し中「電力係」を「電力区」に改め、同条中「電力係」を「電力区」に、「電力助役」を「電力区長」に、「指導」を「指揮」に改め、「し、電力助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第六十一条とする。

第五十四条を第五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(電力助役補)

第六十条 電力助役補は、電力区長の指揮を受け、電力区の指導に従事し、電力助役を補佐する。

第五十三条を第五十八条とし、第五十二条を第五十七条とする。

第五十一条の見出し中「信号通信工事係」を「信号通信工事区」に改め、同条中「信号通信工事係」を「信号通信工事区」に、「信号通信工事助役」を「信号通信工事区長」に改め、「し、信号通信工事助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第五十六条とする。

第五十条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(信号通信工事助役補)

第五十五条 信号通信工事助役補は、信号通信工事区長の指揮を受け、信号通信工事区の指導に従事し、信号通信工事助役を補佐する。

第四十九条を第五十三条とする。

第四十八条の見出し中「機械設備工事係」を「機械設備工事区」に改め、同条中「機械設備工事係」を「機械設備工事区」に、「機械設備工事助役」を「機械設備工事区長」に改め、「し、機械設備工事助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第五十二条とする。

第四十七条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(機械設備工事助役補)

第五十一条 機械設備工事助役補は、機械設備工事区長の指揮を受け、機械設備工事区

の指導に従事し、機械設備工事助役を補佐する。

第四十六条を第四十九条とする。

第四十五条の見出し中「電力工事係」を「電力工事区」に改め、同条中「電力工事係」を「電力工事区」に、「電力工事助役」を「電力工事区長」に改め、「し、電力工事助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第四十八条とする。

第四十四条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(電力工事助役補)

第四十七条 電力工事助役補は、電力工事区長の指揮を受け、電力工事区の指導に従事し、電力工事助役を補佐する。

第四十三条を第四十五条とする。

第四十二条中「信号通信指令助役」を「信号通信指令区長」に改め、「し、信号通信指令助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第四十四条とする。

第四十一条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(信号通信指令助役補)

第四十三条 信号通信指令助役補は、信号通信指令区長の指揮を受け、信号通信指令の指導に従事し、信号通信指令助役を補佐する。

第四十条を第四十一条とする。

第三十九条中「電力指令助役」を「電力指令区長」に改め、「し、電力指令助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第四十条とする。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(電力指令助役補)

第三十九条 電力指令助役補は、電力指令区長の指揮を受け、電力指令の指導に従事し、電力指令助役を補佐する。

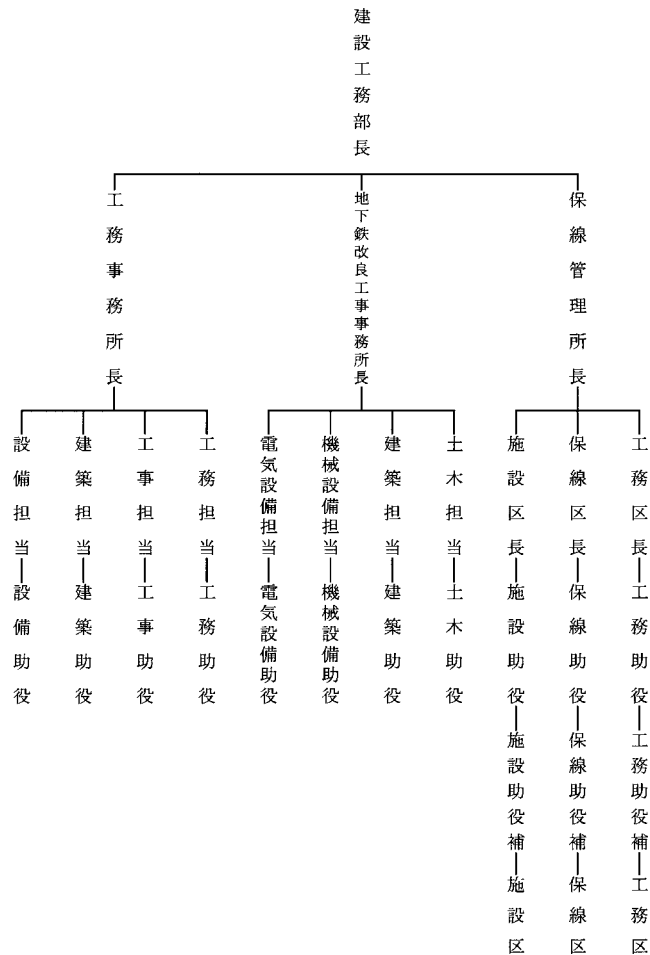
地下高速電車係員職制及び指令系統電車部長の項中

「電車部長」―「駅務管理所長」を「電車部長」―「駅務管区長」に改め、同表車両電気部

長の項中
―「計画係長」―「計画助役」―「計画指導」―「計画係」

―「運用係長」―「運用助役」―「運用指導」―「運用係」を

リニア係長―リニア助役―リニア指導―リニア係
 ―整備係長―整備助役―整備指導―整備係
 「車両計画区長―車両計画助役―車両計画指導―車両計画助役補
 ―運用区長―運用助役―運用指導―運用助役補
 ―リニア検査区長―リニア検査助役―リニア検査指導―リニア検査助役補
 ―整備区長―整備助役―整備指導―整備助役補
 車両計画区
 運用区
 リニア検査区
 に、
 整備区」
 「設計調整係長―設計調整係」を「設計調整総括担当―
 設計調整総括」に、
 「電力指令助役―電力指令員
 ―信号通信指令助役―信号通信指令員
 ―電力工事助役―電力工事係を
 ―機械設備工事助役―機械設備工事係
 ―信号通信工事助役―信号通信工事係」
 「電力指令助役―電力指令助役補―電力指令員
 ―信号通信指令助役―信号通信指令助役補―信号通信指令員
 ―電力工事助役―電力工事助役補―電力工事区に、
 ―機械設備工事助役―機械設備工事助役補―機械設備工事区
 ―信号通信工事助役―信号通信工事助役補―信号通信工事区」
 「電力助役―電力係
 ―信号通信助役―信号通信係」を
 「電力助役―電力助役補―電力区
 ―信号通信助役―信号通信助役補―信号通信区」
 に改め、同表建設工務部長の項を
 次のように改める。



附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十号

東京都日暮里・舎人ライナー係員規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十八年三月二十八日
東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都日暮里・舎人ライナー係員規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー係員規程(平成二十年交通局規程第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の十」を「第二十八条の十二」に改める。

第十六条第一項の表中 「檢修指導」を「檢修助役補」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(檢修助役補)

第二十一条の二 檢修助役補は、車両檢修所長の指揮を受け、檢修所の指導に従事し、檢修助役を補佐する。

第二十二条(見出しを含む。)中「檢修係」を「檢修所」に改める。

第二十三条第一項の表中 「電気助役」を「電気助役補」に、「設計調整係長」を「設計調整係」に改める。

計調整総括担当 「電力工事助役」を「電力工事助役補」に、「信号通信工事助役」を「信号通信工事助役補」に改める。

計調整総括 「電力工事係」を「電力工事係」に、「信号通信工事係」を「信号通信工事係」に改める。

「信号通信工事助役」を「信号通信工事助役補」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(電気助役補)

第二十七条の二 電気助役補は、電気区長の指揮を受け、電気区の指導に従事し、電気助役を補佐する。

第二十八条(見出しを含む。)中「電気係」を「電気区」に改める。

第二十八条の三の見出し中「設計調整係長」を「設計調整総括担当」に改め、同条中「設計調整係長」を「設計調整総括担当」に、「設計調整係」を「設計調整総括」に改める。

第二十八条の四の見出し中「設計調整係」を「設計調整総括」に改め、同条中「設計調整係」を「設計調整総括」に、「設計調整係長」を「設計調整総括担当」に改める。

第二十八条の十(見出しを含む。)中「信号通信工事係」を「信号通信工事区」に、「信号通信工事助役」を「信号通信工事区長」に改め、「し、信号通信工事助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、第四章中同条を第二十八条の十二とする。

第二十八条の九を第二十八条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

(信号通信工事助役補)
第二十八条の十一 信号通信工事助役補は、信号通信工事区長の指揮を受け、信号通信工事区の指導に従事し、信号通信工事助役を補佐する。

第二十八条の八を第二十八条の九とする。

第二十八条の七(見出しを含む。)中「電力工事係」を「電力工事区」に、「電力工事助役」を「電力工事区長」に改め、「し、電力工事助役が不在のときは、その職務を代行」を削り、同条を第二十八条の八とする。

第二十八条の六の次に次の一条を加える。

(電力工事助役補)
第二十八条の七 電力工事助役補は、電力工事区長の指揮を受け、電力工事区の指導に従事し、電力工事助役を補佐する。

附則
この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示 (交)

● 交通局告示第二号

昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から実施する。

平成二十八年三月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

表東第二十号系統の部甲系統の項中「八・〇五〇」を「八・一一〇」に改め、同表橋第八十六号系統の項中「愛育病院前」を「愛育クリニック前」に改める。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価
本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

